

お知らせ

建設工事（埼玉県発注）受注者の皆様へ

埼玉県総務部入札課

前払金の使途拡大の延長について

平成28年4月1日から実施している、埼玉県発注工事の前払金の使途拡大について、令和6年度においても、以下のとおり前払金の使途拡大を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1. 前払金を充当できる費用の拡大

契約書に記載された前払金を充当できる費用について、埼玉県建設工事標準請負契約約款に記載された「当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に対し、引き続き前払金額の100分の25を上限として充当できることとしました。

2. 適用できる契約

平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結した工事

3. 適用できる費用

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに締結された工事の前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものに利用することができます。

※前払金の使途や払出手続については、前払金保証を受ける各保証事業会社にお問い合わせください。